

信州やまなみ国スポ・全障スポ松本市協賛取扱要項

1 趣旨

この要項は、松本市で開催される「信州やまなみ国スポ・全障スポ」及び競技別リハーサル大会（以下「大会」という。）の開催趣旨に賛同し、協賛の申し出があった場合の取扱いに関し必要な事項を定める。

2 定義

この要項において企業協賛とは、企業、団体等からの協賛（以下「協賛」という。）をいう。

3 協賛の内容

協賛の内容は、原則として大会の広報啓発に係る物品、歓迎装飾に係る物品、大会の運営に要する用具等（以下「協賛物品等」という。）の受入れとする。

4 協賛の実施方法

- (1) 協賛は、信州やまなみ国スポ・全障スポ松本市実行委員会（以下「実行委員会」という。）において受け入れる。
- (2) 協賛の方法は、提供又は貸与とする。
- (3) 協賛の申込みは、別に定める協賛申込書により行う。
- (4) 協賛の受入れを決定し、これを受領したときは、別に定める協賛受領書を交付する。
- (5) 協賛物品等の搬入、据付、撤去等の費用は、原則として協賛者の負担とする。

5 協賛として受け入れないもの

- (1) 大会の趣旨に反するもの
- (2) 法令等に違反するもの及び公の秩序又は良俗を乱すおそれがあると認められるもの
- (3) 青少年の健全な育成に支障を及ぼすおそれがあると認められるもの
- (4) 政治活動、宗教活動等にあたると認められるもの
- (5) 個人の氏名を宣伝する目的と認められるもの
- (6) その他実行委員会が適当でないと認めるもの

6 協賛の表示

- (1) 協賛者の意向に応じて、協賛者名を協賛物品等に直接文字、イラスト等により表示することができる。ただし、協賛物品等に直接表示することができない場合は、この限りではない。
- (2) 前項の規定により、協賛者名を表示する場合は、表示方法、表示箇所、文字等

の大きさ等について、事前に協議を行うものとする。

7 協賛への謝意

協賛物品等の提供を受けたときは、協賛者に対して感謝状の贈呈等を行うことができる。また、必要に応じて実行委員会ホームページ等にその旨を掲載する。

8 協賛の受入期間

協賛の受入期間は、大会終了までとする。

9 その他

この要項に定めるもののほか、協賛の取扱いに必要な事項は別に定める。